

## 4 農地集積・集約化への支援について

国では、担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を推進している。さらに、今般、この農地中間管理事業を一層推し進めるため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が借り入れている農地について、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度（機構関連事業）を創設したところである。

しかし、農地中間管理事業における農地の集積については、その手続が煩雑であること等から、農地の集積の加速化には効果を発揮しきれておらず、平成 28 年度末の農地集積率は、全国平均で全農地面積の 54%にとどまっており、平成 35 年度までに集積率を 80%とする全国目標の達成のための取組強化が必要である。また、機構関連事業についても、事業対象農地の全てを機構が借り入れることが要件の一つとされているが、所有者不明の農地に対応できないため、せっかくの制度趣旨が十分に生かされないことが懸念される状況となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農地中間管理事業の手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ること。
- 2 所有者不明の農地についても機構関連事業に組み込むことを可能にする法整備を図ること。